

# 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 の一部改正の概要

短期入所生活介護等における滞在費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う所要の見直しを行う。

## (1) 通所介護・通所リハビリテーション

食事提供加算（※現在、39単位/日を加算）を廃止する。

## (2) 短期入所生活・療養介護

### ①居住費・食費の見直しについて

- ・ 短期入所生活（療養）介護については、報酬体系を①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室及び④多床室の4類型とし、4類型それぞれについて、居住環境の違いに応じ、「居住に要する費用」を介護報酬から控除することとする。
- ・ 短期入所生活・療養介護費から食事に要する費用を控除する。
- ・ 従来型個室への既入所者及び新規入所者それぞれに、短期入所生活・療養介護費の多床室の報酬体系を適用する。

### ○既入所者の要件

平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する者であって、過去1月間（従来型個室に入所する期間が1月間に満たないときは、当該入所期間）にわたり、当該個室に係る特別な室料を払っていないもの

### ○新規入所者の要件

平成17年10月1日以後従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が30日以内であるもの
- ・ 居住する居室の面積が、一定以下である者  
(※) 特別養護老人ホーム 10.65㎡、老健施設 8㎡、介護療養型 6.4㎡
- ・ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

## ②栄養管理の評価について

### i) 栄養管理体制に対する評価

管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

※ 栄養管理体制加算（新設）

管理栄養士配置加算 → 12 単位/日

栄養士配置加算 → 10 単位/日

※ なお、この加算の算定に当たっては、体制がとれている旨をあらかじめ都道府県知事に届け出ておくことが必要。

### ii) 療養食に対する評価

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に評価する。

※ 療養食加算（新設） → 23 単位/日

# 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 の一部改正の概要

介護保険3施設における居住費及び食費を保険給付の対象外としたことに伴う所要の見直しを行う。

## (1) 居住費・食費の見直しについて

- ・ 介護保険3施設については、報酬体系を①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室及び④多床室の4類型とし、4類型それぞれについて、居住環境の違いに応じ、「居住に要する費用」を介護報酬から控除することとする。
- ・ 基本食事サービス費及び特別食加算を廃止する。
- ・ 従来型個室への既入所者及び新規入所者それぞれに、施設介護サービス費の多床室の報酬体系を適用する。

### ○既入所者の要件

平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する者であって、過去1月間（従来型個室に入所する期間が1月間に満たないときは、当該入所期間）にわたり、当該個室に係る特別な室料を払っていないもの

### ○新規入所者の要件

平成17年10月1日以後従来型個室に入所した者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が30日以内であるもの
- ・ 居住する居室の面積が、一定以下である者  
(※) 特別養護老人ホーム 10.65㎡、老健施設 8㎡、介護療養型 6.4㎡
- ・ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

## (2) 栄養管理の評価について

- ・ 栄養管理については、管理栄養士等の配置に主眼をおいた現行の評価の在り方を見直し、個々の入所者の栄養状態、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントを評価する観点から見直しを行うこととする。

### i) 栄養管理体制に対する評価

常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置した場合に評価する。

※ 栄養管理体制加算（新設）

管理栄養士配置加算 → 12単位/日

栄養士配置加算 → 10単位/日

※ なお、この加算の算定に当たっては、体制がとれている旨をあらかじめ都道府県知事に届け出ておくことが必要。

### ii) 栄養ケア・マネジメントに対する評価

入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントが行われた場合に評価する。

※ 栄養マネジメント加算（新設） → 12単位/日

### iii) 経口摂取への移行等に対する評価

経管により食事を摂取する入所者を経口摂取に移行するために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として評価する。加えて、経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合にも評価する。

※ 経口移行加算（新設） → 28単位/日

### iv) 療養食に対する評価

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に評価する。

※ 療養食加算（新設） → 23単位/日

## 厚生労働大臣が定める者等の一部改正の概要

- ① 療養食加算の対象となる療養食について以下のように定めるもの。
- ・ 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
- ② 既入所者の滞在費及び居住費負担の経過措置の要件を以下のように定めるもの。
- ・ 短期入所生活介護等を利用する期間中において、特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者
- ③ 経口移行加算の評価において、経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるものに対して行う経口による食事の摂取を進めるための特別な管理とは、次のイからニまでに掲げるものとする。
- イ 入所者の摂食機能が造影撮影又は内視鏡検査により適切に評価されていること。
  - ロ 入所者に誤嚥が発生した場合の管理体制が整備されていること。
  - ハ 経口による食事の摂取を進めるための適切な措置が講じられていること。
  - ニ イからハまでにについて医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。

## 厚生労働大臣が定める基準の一部改正の概要

- 療養食加算、栄養マネジメント加算及び経口移行加算の要件として、以下のとおり、人員欠如の状態にないことを規定。
- ・ 指定短期入所生活（療養）介護、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設において、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（人員基準の欠如に係る減算について規定した告示。）に規定する減算の基準に該当しないこと。

## 厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正の概要

- 指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準に定めるそれぞれの報酬類型について、別紙の通り、「従来型個室」、「多床室」、「ユニット型個室」又は「ユニット型準個室」のいずれを適用するかの区分を定めることとする。
  
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準において、平成17年10月1日以後新たに面積が一定以下の従来型個室に入所した者については、従来型個室であっても多床室の介護報酬を適用することとしており、この告示において、その具体的な面積を、以下の通り定めることとする。
  - ・介護老人福祉施設：10.65㎡以下
  - ・介護老人保健施設：8.0㎡以下
  - ・介護療養型医療施設：6.4㎡以下

○ 左の報酬類型は、右に掲げる種類の居室等に適用することを定める。

#### 短期入所生活介護費

- ・単独型・併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）
- ・単独型・併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）
- ・ユニット型単独型・併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）
- ・ユニット型単独型・併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

従来型個室  
多床室  
ユニット型個室  
ユニット型準個室

#### 短期入所療養介護費

- ・介護老人保健施設・病院療養病床・診療所療養病床・認知症疾患型・基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－ⅰ）
- ・介護老人保健施設・病院療養病床・診療所療養病床・認知症疾患型・基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－ⅱ）
- ・ユニット型介護老人保健施設・病院療養病床・診療所療養病床・認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）
- ・ユニット型介護老人保健施設・病院療養病床・診療所療養病床・認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）

従来型個室  
多床室  
ユニット型個室  
ユニット型準個

#### 介護福祉施設サービス費（小規模介護福祉施設、旧措置入所者の場合も下記の取扱いに準ずる。）

- ・介護福祉施設サービス費（Ⅰ）
- ・介護福祉施設サービス費（Ⅱ）
- ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）
- ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

従来型個室  
多床室  
ユニット型個室  
ユニット型準個室

#### 介護保健施設サービス費

- ・介護保健施設サービス費（Ⅰ）
- ・介護保健施設サービス費（Ⅱ）
- ・ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）
- ・ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）

従来型個室  
多床室  
ユニット型個室  
ユニット型準個室

#### 介護療養施設サービス費

- ・療養型・診療所型・認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－ⅰ）
- ・療養型・診療所型・認知症疾患型療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ－ⅱ）
- ・ユニット型療養型・診療所型・認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）
- ・ユニット型療養型・診療所型・認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）

従来型個室  
多床室  
ユニット型個室  
ユニット型準個室



## 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準

### 並びに通所介護費等の算定方法の一部改正の概要

指定短期入所療養介護、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設のユニット型の類型を設けたことに伴い、現行の指定短期入所療養介護、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の基準と同様の、人員基準（利用者数：職員数＝3：1 以上）等を満たしていない場合の報酬の算定方法（減算）を追加するもの。

具体的には以下のとおりとする。（※比率は（利用者数：職員数）とする。）

#### (1) ユニット型指定短期入所療養介護

- ・ 人員基準に定める看護職員及び介護職員（3：1 等）を置いており、正看比率が20%以上かつ医師数が人員基準に定める員数（48：1 等）の60%未満の場合。  
→ 所定単位数の90%
- ・ 人員基準に定める員数の看護職員又は介護職員（3：1 等）を置いていない場合。  
→ 所定単位数の70%

#### (2) ユニット型介護老人保健施設

- ・ 人員基準に定める員数の看護職員、介護職員（3：1）を置いていない場合。  
→ 所定単位数の70%
- ・ 人員基準に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員（100：1）を置いていない場合。  
→ 所定単位数の70%

#### (3) ユニット型指定介護療養型医療施設

- ・ 人員基準に定める員数の看護職員、介護職員及び介護支援専門員を置いており、正看比率が20%以上かつ医師数が人員基準に定める員数（48：1 等）の60%未満の場合。  
→ 所定単位数の90%
- ・ 人員基準に定める看護職員又は介護職員（6：1 等）を置いていない場合。  
→ 所定単位数の70%

# 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 の一部改正の概要

- ① 指定短期入所療養介護、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設のユニット型の基準を設けたことに伴い、夜勤を行う職員の基準を定めるもの。
- ② 基準の内容は、現行の指定短期入所療養介護、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の基準と同様とする。

具体的には以下のとおりとする。（※比率は（利用者数：職員数）とする。）

(1) ユニット型指定短期入所療養介護

- ・ 看護職員及び介護職員の数が、30：1以上（最低2人以上、うち1人は看護職員）であること。等

(2) ユニット型介護老人保健施設

- ・ 介護職員又は看護職員の数が2人以上であること。等

(3) ユニット型指定介護療養型医療施設

- ・ 看護職員及び介護職員の数が、30：1以上（最低2人以上、うち1人は看護職員）であること。等

※ 指定介護老人福祉施設については、通知で夜間には職員を2ユニットにつき1人、日中は1ユニットにつき1人を置くことが望ましい旨規定されており、これに基づいて報酬上評価されている。

# 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る特別食及び特別な薬剤 の一部改正の概要

- 特定診療費の介護栄養食事指導の対象となる特別食について、「腎臓食」<sup>じん</sup>を「腎臓病食」に、「肝臓食」を「肝臓病食」に、「糖尿食」を「糖尿病食」<sup>じん</sup>に、「脾臓食」<sup>すい</sup>を「脾臓病食」<sup>すい</sup>にそれぞれ形式上の改正を行うもの。

# 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合 の概要

## ○ 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合

市町村民税世帯非課税者においては、原則として100分の90とするが、平成17年9月30日において施設サービス費の割合が100分の95以上の者（以下「実質的負担軽減者」という。）は施設サービス費の割合を100分の95とし、なお食費、居住費及び利用者負担の合計額が費用徴収額を上回る場合には100分の97又は100分の100とすることとする。

また、老齢福祉年金受給者等及び被保護者においては、原則として100分の90とするが、実質的負担軽減者は施設サービス費の割合を100分の97とし、なお食費、居住費及び利用者負担の合計額が費用徴収額を上回る場合には100分の100とすることとする。

市町村民税世帯非課税者並びに老齢福祉年金受給者等及び被保護者以外の者においては、100分の90とする。